

令和6年6月12日

一般社団法人 京都消防設備協会
会 員 各 位

一般社団法人京都消防設備協会
会 長 瀧 中 昇

着工届出書及び設置届出書に係る添付図書等について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から協会の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）が令和5年4月1日に施行され、工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届出書」という。）及び消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届出書」という。）に添付する図書について合理化が図られました。

これを踏まえ、京都市消防局では、着工届出書及び設置届出書に係る添付図書等について、下記のとおり運用しますので、会員の皆様におかれましては、当該運用についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 着工届出書及び設置届出書に添付を必要とする図書等について

(1) 着工届出書

- ア 平面図
- イ 配管及び配線の系統図
- ウ 計算書

(2) 設置届出書

- ア 消防用設備等試験結果報告書
- イ 平面図
- ウ 配管及び配線の系統図

※イ及びウについては当該図書が着工届出書に添付されている場合は省略可能です。

2 添付図書への記載事項について

上記1の各図書には消防用設備等の技術上の基準への適合状況を確認するために必要な事項を明記してください。各図書における記載事項の詳細については、別紙のとおりです。

※以下の京都市消防局ホームページ内においても参照いただけます。

URL・二次元コード： <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000326213.html>



3 着工届出書に係る「標準仕様書」について

上記2の添付図書への記載事項の明記に代わる方法として、従来から使用いただいている「標準仕様書」や今回新たに作成した消防用設備等ごとの「概要表」を活用していただくことも可能です。

※各様式については以下の京都市消防局ホームページ内において掲載しております。

URL・二次元コード： <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000231524.html>



<連絡先>

京都市消防局予防部指導課
(担当 岸本、横山)

TEL:075-212-6924

FAX:075-212-6930

Mail:sido-shobo@city.kyoto.lg.jp